

第4回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和3年4月5日(月)
- 2 開会日時及び場所
令和3年4月5日(月) 午後2時05分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和3年4月5日(月) 午後3時45分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

1番 草野 英治 2番 大島 忠保 3番 松永 一 4番 東 康敬
5番 林田 剛 6番 森崎 茂徳 7番 渡部 篤 9番 馬場 保
10番 徳永 玉義 12番 内田 弘幸 13番 池田 兼三 14番 松尾 茂敏
15番 川内 幸徳 16番 草野有美子 17番 鶴崎 進 18番 大久保信一
19番 小筏 正治

(2)欠席者(2名)

8番 平野 利光 11番 三浦 憲二

5 議事に参与した者

事務局長 増富 浩彦
参事補 原田 誠二
参事補 藤吉 文女

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第16号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- 日程第4 議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第19号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第20号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第8 議案第21号 土地改良事業に参加する資格について

7 農政推進に係る協議事項

- (1)新規事業の積極的な取り組みについて

午後2時05分開会

○事務局（原田 誠二君） そうしたら、今から総会のほうに入りたいと思いますけども、議事開始の前にお願います。議事進行上発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

それと、議事に入る前に、申請の取下げがありますのでお願いします。

議案書16ページをお開きください。議案第19号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についての整理番号8番、中島さんと内田さんの分ですけど、これが取り下げられましたので削除願います。これに伴い、整理番号8番は欠番となります。

以上です。

○事務局長（増富 浩彦君） よろしいでしょうか。本日は、三浦委員、平野委員から欠席届が出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも皆さん、こんにちは。

コロナ関係で3ヶ月ぶりの、全員での総会と言っておりましたけど、コロナはなかなか収束せず。

今年は桜の花も一週間、10日ぐらい早めに咲きまして、そして、私も桜の花も見の間もなく散ってしまったような気がいたします。そしてまた、すっかり春めいて来て、農作業の大変お忙しい中に、今日はお集まりいただきましてありがとうございました。

それでは、ただいまから令和3年第4回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。座って説明させていただきます。

まずは議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規定第12条の規定により、5番、林田委員、7番、渡部委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第8、議案第21号、土地改良事業に参加する資格についてまでの議案7件となります。

それでは、日程第2、議案第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第15号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号94番から99番まで6件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号94番から98番です。

94番から97番は規模拡大のため借り受ける・買い受ける案件です。

98番は新規就農のため借り受ける案件です。

98番については、農地を借り受けるための耕作面積要件の下限面積に達していませんが、農地法施行令第2条第3項第1号に不許可の例外として、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認められることとあり、これに該当すると思われま。しかし、提出されている営農計画では許可相当として判断できないので、再度、地元委員・事務局で営農計画の指導をしてくださいという意見がありました。

申請番号94番から97番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。98番については、地元、鶴崎委員から経過の説明を行います。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 鶴崎委員、どうぞ。（発言する者あり）

○委員（17番 鶴崎 進君） これは、94番の宮崎末信さんがお借りされる農地は宅地のありまして、その周りの1町2反ってここに載っとなりますけど、1町2反の竹山になってしまっているのが多くなってすよね。6反ぐらいはまあまあ耕作できるっちゃろうて思っるとですけど、それで、1町2反丸々小作するわけではなくして、これが竹で駄目になっておりますので、一応そのままして、そのうちからどのぐらい竹を切って耕作できるような基盤整備ができるかというのを相談を受けたわけです。そうしたら、まず、できる範囲内でやってくださいということをお願いいたしました。それで、丸々1町2反というわけではございません。ということ、皆さん方にご理解してもらっておきます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま鶴崎委員から、94番について説明がありましたけど、その案件につきまして、何かご質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） そうしたら、94番から97番、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、申請番号98番について地元農業委員のこれも鶴崎委員のほうから説明をお願いいたします。

○委員（17番 鶴崎 進君） 7番、鶴崎です。

皆さんの手元に営農計画書というのが添えてあると思います。これにのっかって、経営したいという本人の希望でございます。これ新規就農になっておりますけれども、支援を受けてやるものではありません。ただ、この方からいいますと、もう無理だと私が言いましたけれど、農業をやってみたいという意欲だけでこういうふう to 上げさせていただきました。

実は、ここに書いてあります、長田幸男さん、これ、お母さんがデコポンをハウスで作っておられました。そこをお母さんがもうできなくなりまして、本人さんは雲仙市の職員さんでございまして、今年、定年退職をされました。それで、まだほかにもありますので、自分一人で新規でないということで、誰か作る者はおらんだらうかいということで、長田さんのほうを子供さんに誰か作る者がおらんだらうかいねという話をしたところ、有吉さんが、私が作ると言って、こういうふうな格好になったわけです。

これで、私もここに書いてあるとおり、自然の無農薬で、なんぼそがんとが製品にならんと、わいもうやめろというたんですけど、やりたいということで、もう熱意に私が負けまして、今回、この調査会にかけたわけです。

そして、一応、調査会では無理だろうということでありましたけど、私が、議長、監視役として見ときますから通してくださいということでやりました。そして、もう一つも、どうしてもしいきらんときには、すぐ俺のところに来てと私が言いましたので、私も今期で終わりですけど、あとの農業委員さんのほうにそう申し上げるように、本人さんには言っております。一応、そういうことです。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、98番について鶴崎委員のほうから詳しく説明があったわけですけど、この案件につきまして、何かご質疑あられる方。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 有機農業をやられるということでございますが、この人たちは鶴崎さんが心配されるごときいらすとやろか、どうやろかという心配はあつとでしようけど、この周りの農地には、有機農業がしてでも迷惑はかからんところなんでしょうか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） 隣、上が、雲仙岳のほう側がハウスを造っている。この人もデコポンを作っておられるという。それで、下はもう荒地になって、放地状態になった農地があるとすもんね。それで、周りも下もそのまましとれば、下のハウスを造つとらしたばってん、そのように放地状態になってしまえばもう駄目になってしまうけんが、そうやけん、そういうふうなことになるよう

に、少しでも、いつときでも、誰か見つかるまでのつなぎでこれはという思いも私はありまして、許可するようにしたわけでございます。

以上です。

○委員（12番 内田 弘幸君） はい、分かりました。

○議長（小筏 正治君） いいですか、内田委員。

○委員（12番 内田 弘幸君） はい。

○議長（小筏 正治君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長からお願いいたします。渡部委員、どうぞ。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会関係分は、申請番号99番となります。

99番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

申請番号99番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号99番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

99番はありませんか。よかですかね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第15号、申請番号94番から99番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第16号、農地法第3条第1項の目的の買受適格証明願について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書5ページを御覧ください。

〔議案第16号の朗読〕

議案書は6ページ、申請番号1番です。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から案件について説明及び報告をお願いいたします。

徳永委員、どうぞ。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

申請番号1番は、申出者が長崎地方裁判所島原支部、令和元年第10号公告の期間入札に参加するため、物件農地の買受適格者であるかどうか証明するものです。入札に参加するためには本証明が必要となります。東部調査会は申出者について、買受適格者であると判断いたしました。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

どなたかありませんか。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番、馬場です。

住所が南島原市深江町ってなっておりますけども、耕作するのに不便じゃないかなと思ひまして。

○議長（小筏 正治君） これ事務局、ちょっと距離感があるんじゃないかなというご質問ですけど、どうなんでしょう。距離的なことはどうやって。

徳永調査会長、これは距離的なことはどうやったですかね。

○委員（10番 徳永 玉義君） この距離の問題はちょっと話が出ていなかったものですから、内容的には審議はしなかったんですよ。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

一応、距離というか、車で50分、1時間以内ということで出されていますので、あと、大体飼料作物などで、一応1時間以内であれば可能かなとは思ってはおります。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま事務局のほうから、1時間内で行くところだったら大丈夫だろうということなんですけど。

○委員（3番 松永 一君） 牛飼いの方でしょう。

○委員（17番 鶴崎 進君） 島原外港から30分ぐらいで行くもので、外港から深江まで20分ぐらいやけん。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 大体前から1時間もないとよ。何言いよったとかね。

○委員（17番 鶴崎 進君） 下谷、深江まで行くけど、1時間しかかからんもんね。

○議長（小筏 正治君） 皆様方、その距離間について、待ち時間ないで待つということなんですけど、どう思われますか。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 私たちなら南串から愛野にくるよりもこっちが近かつちやなかろうかと。距離的には問題ないと。

○委員（18番 大久保信一君） まだ遠いところ作っとるものもおるかもしれん。（発言する者あり）

○委員（9番 馬場 保君） はい、分かりました。

○議長（小筏 正治君） いいですかね。1時間内では十分届くというような状況だそうですので、時

間的にみたらということですけど。いいですかね。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑はないようですので、議案第16号、申請番号1番は、願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、願い出のとおり証明することに決定しました。

お諮りします。議案第46号につきましては、落札者が決定し農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することを付帯決議とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、会長に一任することといたします。

次に、日程第4、議案第17号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第17号の朗読〕

議案書は8ページ、申請番号21番から24番まで4件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、中部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号21番、22番です。

21番は、農業用倉庫用地として転用を計画されております。

申請地は農振の農用地区域内にある農地で、令和3年3月4日付公告で農用地から農業用施設用地へ用途区分変更がされております。

また、山田原土地改良区からも農業用倉庫用地として異議なしとの意見書も提出されていることから、例外的に許可できる案件であると思われまます。

22番は、農業用倉庫用地へ転用する追認申請です。本案件は昭和49年頃、亡き夫が倉庫を建築したとのことです。

申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、転用目的が農業用施設用地であることから、例外的に追認許可できる案件と思われまます。

申請番号21番、22番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号21番、22番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ないでしょうか。どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） この22番、トラ子さん、職業は無職でなっとなって、農業やなかです。

○議長（小筏 正治君） 大島委員、どうぞ。

○委員（2番 大島 忠保君） 2番の大島です。

これはうちのすぐ近くの方で、トラ子さんという方は97歳になつとるですけど、長男さんが亡くなって、農地というようなものは全部人に貸したるごたあ状態で、ここも実際はもう、その近くの方が借りておらすとですよ。そういうような状態です。

以上です。

○委員（17番 鶴崎 進君） 農業を本人がしとらっさんちゆうわけたいね、どうも。

○委員（2番 大島 忠保君） 長男さんがやりよらしたですけど、長男さんがちょっと亡くなってしもうたもんですけんが、今のところはもう誰もしとらっさんで、全部農地は人に貸しとる状態です。

○委員（17番 鶴崎 進君） はい、分かりました。

○議長（小筏 正治君） そういうことで無職になっているので、いいですかね。

○委員（17番 鶴崎 進君） はい。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。渡部委員、どうぞ。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会関係分は、申請番号23、24番となります。

23番は、耕作用道路用地へ転用を計画されております。

申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が耕作用道路用地であることから、例外的に許可できる案件と思われれます。

24番は、業務用倉庫への追認申請です。申請人は造園業を営んでおり、昭和63年8月に倉庫を建築したとのことです。

申請地は農振白地、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地で

あると判断しました。しかし、申請地が既存集落に接続していること、また、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地であることから、簡易手続相当の違反案件基準に該当するため、例外的に許可できる案件と判断いたしました。

申請番号23番、24番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、申請番号23番については、農地法第5条、申請番号77番と同一事業による転用であるために、次の5条の申請と一括審議したいと思いますがどうでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、次に一括審議することといたします。

それでは、申請番号24番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。簡易手続相当の違反が基準ちゅうとはどういうこと。

○事務局（原田 誠二君） 要は県の指針で一応定めて、結局、もう20年以上たっとならば、非農地的にしとけばもう……。

○議長（小筏 正治君） 説明して。

○事務局（原田 誠二君） 議長、事務局から。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

今ちょっと質問がありましたのでお答えします。

24番の案件ですけれども、追認申請事項ということで、今の状況で違反転用ということですが、ここに先ほど西部調査会長さんから説明があったとおり、非農地簡易手続相当の違反案件基準ということなんですけれども、県の指針で非農地化の原因が人為的なもので、それがもう20年以上たつて、それでかつ今のその状態、もう農地じゃないよというのであれば、もう致し方なくもう認めていかなきゃいけないので、その簡易手続相当ということで、県のほうで指針で定めているということになります。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、簡易手続相当の違反案件基準ということで、事務局から説明があったわけですからいいでしょうかね、皆さん方。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番、馬場です。

資料の31ページの顛末書で聞きたいんですけど。本来であれば農地法第4条の許可申請を行う必要がありました。当時の農業委員様からの注意もあり、始末書を提出しておりましたが、ここから先

ですね、「それ以後の説明では、おろそかになり、現在に至っていました」と書いてあるんですけど、何を怠ったのでしょうか。

○事務局（原田 誠二君） 議長、事務局です。

○議長（小筏 正治君） はい。

○事務局（原田 誠二君） 事務局からです。

一応、この案件が上がってきたときに、いろいろ調べたら、その当時、これはもう本人さんの言うことだったんですけども、知らずにこれを建てましたと、そのときに当時の農業委員さんからも注意があつて、この要は追認申請をちゃんとしなきゃいけないという指導があつたみたいです。

そのときに始末書を出したまではよかったんだけど、その後の手続を詳しく聞いとらんで、そのままやつたと、本人さんもこの始末書を出した時点で追認が終わつたものと勘違いということもあつたみたいです。ただ、ほかの案件でいろいろ出てきて、ちょうどここが出てきたもので調べたら、そこまでの記録もうちはなかったんですね。一応、本人さんとか地元農業委員さんとも交えて、取りあえずはこれをちゃんと出してくださいということで、今に至っております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 馬場さん。

○委員（9番 馬場 保君） 今後、事務局からよく指導をしていただいて、こういうことが何遍もないようお願いいたします。

以上です。

○議長（小筏 正治君） この案件について、皆さん方ほかにありませんか。どうぞ。

○委員（15番 川内 幸徳君） 昔、電信柱があつたでしょう。木の電信柱、あれがなくなった後の電信柱で建てれば税金の対象にならんという、そういう案があつて、多分建てとつとですよ。聞いてみれば、どうもそういういきさつ、電信柱でそのまま利用してから造れば税金がかからんと。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） よかですかね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第17号、申請番号21番、22番、24番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第18号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書10ページを御覧ください。

[議案第18号の朗読]

議案書は11ページ、申請番号は76番から77番、2件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号76番です。

76番は、農機具置場用地として転用を計画されております。

申請地は農振白地、10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号76番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号76番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

76番、いいでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。渡部委員、どうぞ。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会関係分は、申請番号77番です。

77番は、耕作用道路用地へ転用を計画されております。

申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が耕作用道路用地あることから、例外的に許可できる案件と思われれます。

申請番号77番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、農地法第4条、申請番号23番並びに農地法第5条、申請番号77番について一括審議いたします。ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第17号、申請番号23番並びに議案第18号、申請番号76番、77番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第19号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書12ページを御覧ください。

〔議案第19号の朗読〕

議案書は13ページ、整理番号1番から議案書25ページ、整理番号24番までです。

整理番号1番から7番、9番から16番については貸借に係る案件、17番から21番については所有権移転に係る案件、22番から24番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第19号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から7番、9番から16番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それではないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号17番から21番について、何かご質疑ありませんか。森崎委員、どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） この18番の金額について聞きたい。

○議長（小筏 正治君） 18番の案件で、今ちょっと質疑がありましたけど。今の森崎さんの分、どうか答えられますか。（発言する者あり）

○委員（17番 鶴崎 進君） これは以前、これは内田さんの都合によりまして、全部の農地を家屋敷から処分されて、これが残ったわけなんです。それを平田良孝さんが購入されて、15万で借り受けになったようなわけです。逆に言えば、あまり昔を掘り起こすようなことになるので。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 分かりました。

○議長（小筏 正治君） よかですか。鶴崎委員もあまり深くはしゃべらっさんやろ。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号22番から24番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。機構に対してはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 何もご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第19号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することといたします。

次に、日程第7、議案第20号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書26ページを御覧ください。

〔議案第20号の朗読〕

議案書27ページ、整理番号1番から4番です。

本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第20号に対する質疑を行います。何かご質疑ございませんか。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番、馬場です。

3番、4番、このうちの借受人、年齢が43と47です。

○事務局（原田 誠二君） すみません、47歳です。

○議長（小筏 正治君） 訂正的なことですかね、馬場さん、年齢的なこと。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第20号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することといたします。

次に、日程第8、議案第21号、土地改良事業に参加する資格について、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書29ページを御覧ください。

〔議案第21号の朗読〕

一応、議案書30ページからが3条資格者名簿となっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 本案件は、令和2年11月5日の総会において、横田地区土地改良事業における土地改良法第3条資格者であることを証明しております。しかし、令和3年3月5日公告で守山土地改良区へ編入する計画変更があったため、再度証明するための申請です。資格者名簿は前回と変更はありません。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの案件について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第21号、土地改良事業に参加する資格については、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここでちょっと休憩をいたしたいと思います。休憩後、農政推進に係る協議を行いますので、よろしくをお願いいたします。

午後3時00分休憩

.....
午後3時10分再開

○議長（小筏 正治君） それでは、引き続きとなりますが、ただいまから農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

新規事業の積極的な取り組みについて、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） お手元にお配りしている資料を御覧ください。

その1枚めくってもらって1ページ目、会議の資料というのと2ページ目、両面の農地バンクの説明がついています。

これは一応、調査会でも説明とお願いをさせていただいたんですけども、これが一応、もう4月1日から動いております。

それで、一応新規事業ということで、農地情報バンクに貸したい、借りたいの登録をしていきたいと思いますけども、今後、委員さんたちもご相談を受けられた際には、まず市役所に行って、これの申請をしてくださいということでも言ってもらえればと思います。その後で、まずは貸したいと売りたいという人を受け付けます。それで受け付けたら、地元推進委員さんと事務局職員なり、支所なりで一度現地確認を行います。そこで登録するかどうかの判断を行って通知するという形になりますので、その辺がもう今からちょっと始まっているんですけど、まだちょっと何人か相談には来られたぐらいですかね。支所のほうにも来られているみたいなので、今後はちょっとこれで、手探り状態ですけども、ちょっとやっといこうかなと思っていますので、推進のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま新規事業についての調査会の農地バンクについてのご説明がありましたけど、この案件に対して何か尋ねたいことはありませんか。どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 質疑は、次の農地バンクとこの雲仙市の情報バンク、どっちが今は。

○事務局長（増富 浩彦君） その東委員さんが言われた、国の農地バンク制度、これは主に中間管理とそこを通さないやつを全部うちで農地バンク制度というのを設けて、登録をした後については、うちが責任を持つてということになるとが大きな違い。中間管理機構じゃないやつと思ってもらってとけば。

○委員（4番 東 康敬君） 内容的には、例えば、借りたい人がもしリタイアしたときに3年間も見るとかという制度があるじゃないですか、中間管理機構、そこら辺の内容というのは。

○事務局長（増富 浩彦君） いや、そこは引き継ぎません。うちはこのイメージで、パンフレットにも書いてあるように、そもそもが一番最後を登録をして、最後、当事者関連条件との交渉は当事者間でしてもらおうというふうに、今はしていますので、結局は、でも、農業委員さんたちが入らば、ちょっとまとまるものもまとらんごとなるとかなというのがあるけん、ここら辺は改正はしていこうかなとは思ってはいますけども、機構のように3年間を農業委員会が引き受けて、3年間を維持管理をしていかんとですよね、大体からですね。そういったことは考えてはおらんです。

○議長（小筏 正治君） ただいま事務局より説明がありましたけど、それなら、この貸したい、借りたいというのが現れれば、必ずというか、そういうときにはもう農業委員が中に入って、そういうこ

とには難しい、簡単にはいかないんじゃないかということで、お互い同士でするわけにはいかんから、必ず農業委員がその中に入ってまとめ役をするということのようですので、そういった管理機構という、後の保証問題とか何とかはまずないと思います。そうでしょう。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。

○議長（小筏 正治君） それか、そうしとって、それが管理機構までいけばよかたい。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 貸し借りが成立したらば、中間管理機構が貸して契約せんといけん。

○事務局（原田 誠二君） 一応、それもありません。取りあえず、機構が今このバンクをしょつとでしようけど、それとは別にこのバンクをしますと、貸したい、売りたい人はまず登録してくださいと、現地を見に行つて登録可能だと、もう荒れとらんけんよかよと、それを今度は借りたい人たちが直接その人が見つとですよね、基本的に。そこに対して相対で話ばしたときに、中間管理機構へどうですかというとはできます。ただ、中間管理機構のことをうちが一旦預かつての、そういう管理はしませんということ。ただ単に、表にもう載せるだけ。

貸したい人はここに申請して、通ればこの表に載せるということで、そして、これを誰でも見れるということになります。ただし、先ほど局長が言ったように、相対だけでそがんとつてもなかなかあれやけん、やっぱり農業委員、推進委員さんにもちょっと入ってもらおうかというとは、今後考えていかんばかなという課題でございます。

以上です。（発言する者あり）

○委員（4番 東 康敬君） 借りたい人、貸したい人のマッチングみたいなもの。

○事務局（原田 誠二君） マッチングというか、まずは先ほど言ったように、貸したい人はまず登録、これは登録者の借りたい人が自分から最終的に本当は見に行くと、そこであれば、登録した人に前もつて電話番号とか何とか載せてよかですかというとも言うときますけん、そこでお互いを取つてもらおうと。もし、東委員の言わしたこと、登録して、もう誰もおらんごたという状況があるですたいね。そごんときはもうちょっと農業委員さんも今までどおりちょっと動いてもらうかもしれんというのはあつとですね。ちょっと考えていかんばかな。

○委員（4番 東 康敬君） そがんことですよ。農地をバンクに預けてある情報バンクにしろ、2年3年しても借り手が見つからんという、あれはどげんなつちよつとかつていう形で始められるときに、どういふ返事をしていいのかですたい。今、見つけよつとでしようというのが、そしたら管理はどうするんですかと言われたときに、管理は自分でせないかんぢやなかかかなくて、そこら辺の何ちゅうかな。

○事務局（原田 誠二君） 一応、基本はもう全部地主なんですよね。管理から何から。これが、それに農地バンク、情報バンクに載せるときの条件として、先ほど言ったごと荒廢農地じゃないとかつけ

とるけんですね。だけん、そこはちゃんと自分でしとってくださいと。言わすごと、何年うちがこれを登載するかというとは結構議論になったとですけど、まだちょっと結論出とらんとですね。だけん、それがちょっと今からちょっと考えていかんばかなと思います。

その間にでも、その地区の農業委員さん、推進員さんに登録出とつとばってんなかなか連絡来んとですよと、誰かおらっさんごたあですかちゅう投げかけはちょっとさせてもらうかもしれません。そういう考えです。今のところ。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それは、期限は最初から決めとらんと。

○事務局（原田 誠二君） 決めとらんです。

○議長（小筏 正治君） バンクに今、東委員の言わすごとで1年間なら1年間、預かって、そのまま預かる場合はどこか、もうそのままずっと登録しとるわけ。

○事務局（原田 誠二君） 今のところはそうなんです。ただ、こういう場を運用しながら変えていかんばかなというとはあつとです。

○委員（3番 松永 一君） マッチングができるまではちゃんとせんないかん。

○事務局（原田 誠二君） 預かるというか、そのうちの台帳にいつまで掲載するかということですね。

○議長（小筏 正治君） 農地バンクの台帳に載るだけ。

○事務局（原田 誠二君） 載るだけ。（発言する者あり）

○委員（10番 徳永 玉義君） 今現在は、そしたらヤミでしとらす人たちも農業委員として、そのような推進はせないかんですか。

○事務局（原田 誠二君） ヤミで借りとらす人——いや、どうなんでしょう。

○委員（10番 徳永 玉義君） 農業委員として、そういう指導もせないかんかどうか。

○事務局（原田 誠二君） できれば、もうヤミで借りとつてあつたら、これに載せるとかじゃなくて、今、借りとらす人とちゃんと正式に結んでくださいという指導ばしてもらえればと思います。

○委員（10番 徳永 玉義君） 正式にちゅうか、だから、これは通すしかなかでしょう。ヤミはお互いにヤミやから。

今の載つとれば、これに載っていかんといかんということでしょう。中間管理機構は別に雲仙市のほうに指導していけばどうかなという意見。

○事務局（原田 誠二君） まず、相対で借りたいとなれば、今までどおりしてもろうてよかですよ。それがおらん人で、どがんしてん見つけてくれんやろかいという人がここば利用する。今まで調査会でこがん人もおんですと見せよつたでしょう。

○議長（小筏 正治君） 貸したい、借りたいと人がまとまれば農業委員会に届けてよかつとでしょう。

○委員（10番 徳永 玉義君） そういうとき方向づければいいわけでしょう。ヤミでしとる人も。

(笑声)

○事務局(原田 誠二君) まず、ヤミで貸しとらす人は、一応契約は成立しとっとですたいね。そして、それはただ単にもう3条なり基盤強化法でちゃんと正式な貸し借りばしてくださいって言うてもらえばよかと思います。よかですかね。

○議長(小筏 正治君) 事務局のほうから説明があったんですけど、まだ今から、4月から始まるということです、それが過去の事例がないわけですけど、皆さん何か不安になるようなところはありますか。

これがまとまれば借りて……。

○委員(17番 鶴崎 進君) さっき東委員さんが言いよらしたこと、やはり管理はもうしわえんごとなった人が農地バンクに預けるとですから。

自己保全をできない人が多分、皆さんから頼ますとやろうですけどね。あえてなくて、からでは間に合わん。自己保全でちゃんとしわえんという場合は事務局から一応確認に行くじゃろうけど、そこはどげんなつとるですかね。

○議長(小筏 正治君) 預けらしたけど、何か月たって、今時点ではどがんなつとるかという、そういう確認はどうやってするのかということでしょう。

○事務局(原田 誠二君) 機構に預けた場合ですか。

○議長(小筏 正治君) バンクに預けた農地のうちの。

○事務局長(増富 浩彦君) 基本的にうちのこの農地バンク制度というのは、借り手を見つめますよという制度じゃなくて、預けた用地がありますけどという台帳を作って、インターネット等で公表するだけなんです。相手を探すバンク制度じゃなかとすね、基本的な考え方が。

貸してもよかよという農地をまとめて公表をするとが、この雲仙市の農業委員会の農地情報バンク制度と思ってもらえればよかじゃなかなかと思うんですけど。

○事務局(原田 誠二君) 掲示板に、私が農地持っています。誰か借りませんか、ここの場所の提供だけです。

○議長(小筏 正治君) 貸したい人が黙っとったって分からんじゃろが、そうやけんがこういう農業委員会の農地バンクに登録しとけば、そこに行けば借りたい人が現れてくるやろうという。

○事務局(原田 誠二君) これをインターネット上で、登録人が見られるとすね。

○委員(17番 鶴崎 進君) そこで、本来、長うなればできる場合が……。

○委員(15番 川内 幸徳君) もし、そのバンクに登録して、そこを作りたいと人が例えば一人だけならいいけど、2人、3人ってなった場合は。一人がこのむような所はたいがい誰でも作りたくなくて、そがん場合はどがんなるつとかなって。

○議長(小筏 正治君) 早か順で小作……。

○事務局長（増富 浩彦君） 今のところは交渉は、自己責任で交渉してくださいってなっとつとですね。早い者勝ちとか値段ば高こうつけらした人とかに、そがんとときにはなりません。うちそこには介入をしないように、今そこをなっとつけんですね。

○委員（3番 松永 一君） バンクに預けますと言うとつとが（笑声）

○事務局（原田 誠二君） まず、その申請が出たときに、ここに要件のいろいろあつとですたいね。違反転用がされとらんかとか、境界がはっきりしとるか、荒廃しとらんかというとばまず見に行くのですよ。今までは調査会で言いよつたとは、ただごがんとば言うてくれろだったでしょう。じゃなくて、もう登録時点で申請のあつたときに見に行つて、いやいや、もうここは誰も借りらんけんって、荒れちよるところはもう駄目つて先に言うごつとつとですね。

○議長（小筏 正治君） これは支所でも受け付けているんですか。

○事務局（原田 誠二君） できます。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 登録が、できんような……。

○議長（小筏 正治君） ちょっと静かにしてください。ちょっと静かにお願いします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 我で管理ができんけん、ということで登録するわけたいな。それで見に行つて、これは駄目ばいと判断した中で、ここはまだどげんか道がかりも大分よかやしあれやけんつていうても、こう荒れちよれば駄目じゃなくて、やっばそういうふうにして、道分かれがよかつとに荒れちよっけん大体、できるだけ荒廃農地は減らすための一つの方策じゃろうけん、そういう意味で、そうやって出てきた場合はやっばり農業委員なり、推進委員なり、その地区でここはやっばり本人がしいきらんなら、我がどんでというか、出て、方策して、そして誰かばきれいになれば連れて来れるというともあるけんさ。そのままぼんと出たけん、見げ行つてあれもう荒れちよっけん駄目ばいということよりも、もう一歩やっば進んでしておけば、本人にはしいきらんかもしれんけど、何らかの形で農業委員なり推進委員なりやつていって、農地として使えるようにして、貸し借りばマッチングできたらいいのかなつて、今、話を聞いてつて思ったんです。

○事務局（原田 誠二君） すみません、事務局からです。

すみません、内田委員のおっしゃるとおりです。私がちょっと言葉足らずでしたけども、要は申請出されて見に行つて、さっきはもうこれ荒れとつけん駄目よと言うたとは、山レベルですたいね、山林。

先ほど言われたように、ちょっと手ば入れれば借りる人おるかもつていうとのあつとですたいね。そがんとは、基本的にはまず所有者さんにどがんかして刈つてもらえれば、登録ができますよというとは一応していこうかと思ひます。ただ、そこを農業委員なり推進委員なりをお願いするかというところまではちょっと考えちゃおらんやつたとつとつとですけど、基本的にはもう、その人ができんなら、誰か

近所の人に頼んできれいにしてもらって、管理とかしてもらっておけば、誰か借りる人がおっかもですよという指導的なものはできるかなというとは思っています。

○事務局長（増富 浩彦君） すみません、今ちょっと内田委員さんのほうから、ちょっとその他のところでちょっとしゃべらせてもらおうかなと思ったんですけど、遊休農地の解消についてということで、前からちょっと考えてはいたんですけども、今ちょっと内田委員さんからいい意見がでたので、この農地バンク制度と併用して、1アールとか2アールからでもいいとは思いますが、農業委員会、農業委員会の中で、地区別に取りあえず、東部、中部、西部で運良く3地区に分かれておりますので、まずは1アールからぐらいの狭地でもいいので、規模拡大意向を示している方とか、新規就農者のおる地域の地区で、そういう農業委員さん、推進委員さん、事務局もお手伝いには行こうかとは考えてはいるんですけども、まずは農業委員さん、推進委員さんで、地区でそういう草刈り程度で耕作できるようになるところを日頃のパトロールで見つけてもらってということで、手始めにやれないかなということを考えてはおります。

ちょっと考えばかりで要綱当たりも何も作っていないものですから、4月の例会会議ぐらいからちょっと説明していこうかとは思っていたんですけど、こういった事業を農業委員会でやっているところが県内ではありません。それを始めれば県内でも先進地となって、こういったことが広まっていけば、県内の新規就農者当たりも簡単に農地を手に入れられる状態になるかなとは思っておりますので、一応、詳しくは4月の例会会議ぐらいから説明して、余裕があまりありませんので、早急にこういった活動をしていこうということで、了解をもらえればなとは思っておりますので、そのときは協力をお願いいたします。

3年前やったかな、青森県弘前の農業委員会に行ったときに、弘前の農業委員会のシステムが農業委員がおられて推進委員さんがおって、その下に何か地区で特別な協力員か何かというのが100人近くおらしたじゃろうかな。そういう人たちがしよって、一回ちょっと南串のほうで、農業委員さん、推進委員さんの協力を得て、草刈り程度ですれば、良か農地で道端でという農地のあったもんやけんやってみてはどうかとは思ったんですけど、先走ってやるともなあとちょっと我慢していていたんですけど、こういう事態ですので、そういったこともやっていけばどうかとは思っておりますので、そのときにはよくご検討をして、協力をしてもらえればなとは思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小筏 正治君） この事業は今から始まりますので、おいおいとそういうことは話し合いをしながら、あれはこうすればいい、そんなときはこうすればということを話し合いながらしていこうではありませんか。今の何でもぱっと決めるわけにはなかなか難しいですので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） そのように進めさせていただきます。

もうほかにご意見がないようだったら、その他に移りたいと思いますけど、事務局、その他で何かほかにありますか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局からはないです。

○議長（小筏 正治君） 事務局は、その他はないそうですので、森崎委員どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） このジュース、お茶の件ですけど、私が前から言っとるんですけど、負担金じゃなくて、奨励金をもらう金を少し残して、一年に1回ぐらい計算して、それでお茶なんかを出したらどうかと私は思うんですけどいかがですか。

○議長（小筏 正治君） 今、森崎君のほうから、このお茶が来月からもうないそうです。ないそうですので、この予算として交付金の金の何%かを持つとって、それでしたらどうかということですけど、皆さん、どう思われます。（発言する者あり）1,200円、一人当たり12回と計算して。（発言する者あり）

会議にお茶は必要ですかね。（発言する者あり）（笑声）

○事務局長（増富 浩彦君） 全然、お茶は出しません。

○議長（小筏 正治君） 出さんと。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。（発言する者あり）

○委員（17番 鶴崎 進君） 意見を言うときに、喉に。

私の場合はやっぱりしゃべらえんもんじゃっけん、上がってしまう状態。

○議長（小筏 正治君） やっぱり夏は喉が渴くけんで。

○委員（17番 鶴崎 進君） ジュースとは言わんけど、やっぱりお茶ぐらいは。

○議長（小筏 正治君） お茶代は会計から度々出すために、面倒かつじゃろか、一番いいのは互助会が一番よかごた感じはするばってんが。

○委員（18番 大久保信一君） お茶代としてもう。（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） 金はうちも預かれんとですよ。だけん、もうその都度頼むとはうちでよかですけど、その都度払ってもらふことになるばってんが。

○議長（小筏 正治君） 出席人数で分かったいね。事務局のほうで。

今の案として、事務局のほうで互助会からということで、その管理を事務局でもらって、その人数が分からんけんでしょう。欠席とか何とかある場合があるけん。（発言する者あり）だけん、事務局でお願いするように。全体の1年間通しての何本ぐらいという金ばもうこっち預けとけば。

○事務局長（増富 浩彦君） それが預けられんけん、毎月ぐらい。

○委員（17番 鶴崎 進君） 会計さんがそのときにきた分の金を、ずっと現金をやるこうすればもう。

○議長（小筏 正治君） お茶が後払いとなるとが……。

- 委員（15番 川内 幸徳君） これはもう今日で終わりやろ。
- 事務局長（増富 浩彦君） 半分ずつ飲んで。（発言する者あり）
- 委員（17番 鶴崎 進君） 欠席とか何とかは事務局じゃなか分かんけん、何本用意せんばってちゅうとは会計さんも用意ができんけん。（発言する者あり）
- 議長（小筏 正治君） これは幾らかね。
- 委員（17番 鶴崎 進君） 90円ぐらい……。
- 委員（3番 松永 一君） 伊右衛門が安かよね。（笑声）（発言する者あり）
- 議長（小筏 正治君） お茶代は一応、事務局のほうでできる限りの対応をしてもらいたいと思います。

ほかに、お茶以外で何か皆さん方からないですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

- 議長（小筏 正治君） ないようでしたら、これをもちまして農政推進に係る協議を終了します。
委員の皆様方、お疲れさまでした。

午後3時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 4月 5日

議 長

署名委員

署名委員